

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年8月30日
【会社名】	ミタチ産業株式会社
【英訳名】	MITACHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋 和博
【本店の所在の場所】	名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号
【電話番号】	(052)332-2500
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門担当 飛田 直之
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号
【電話番号】	(052)332-2596
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門担当 飛田 直之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) ミタチ産業株式会社 東京支店 (東京都品川区西五反田二丁目12番19号)

## 1【提出理由】

2022年8月26日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年8月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金25円 総額198,522,400円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年8月29日

第2号議案 定款一部変更の件

定款一部変更の件は、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第18条を変更するとともにこれらの変更に関しまして、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として橘和博、奥村浩文、野村慎一及び田村学を選任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、大島卓也、中浜明光、松岡正明及び澁谷歩を選任いたしました。なお、中浜明光、松岡正明、澁谷歩は社外取締役であります。

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件につきましては、当社の取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、社外取締役及び監査等委員である取締役を除いた取締役に對し、譲渡制限付株式付与のための報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	57,959	1,281	-	(注)1	可決 96.97
第2号議案	59,055	185	-	(注)2	可決 98.80
第3号議案					
橋 和博	57,930	1,310	-		可決 96.92
奥村 浩文	57,981	1,259	-	(注)3	可決 97.01
野村 慎一	57,989	1,251	-		可決 97.02
田村 学	57,931	1,309	-		可決 96.92
第4号議案					
大島 卓也	57,962	1,278	-		可決 96.97
中浜 明光	57,928	1,312	-	(注)3	可決 96.92
松岡 正明	57,937	1,303	-		可決 96.93
澁谷 歩	57,956	1,284	-		可決 96.96
第5号議案	54,937	4,303	-	(注)1	可決 91.91

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上